

令和2年度版

三笠小PTA ハンドブック

- ※ 卒業の時まで、大切に保管してください
- ※ 総会の時は、ご持参ください

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
子どもが入学するとPTA会員です・・・・・・・・	P2
PTA組織はこうなっています・・・・・・・・	P3
委員会紹介・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
お願い・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
PTA会則・・・・・・・・・・・・・・・・	P5～
年間活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・	P11

はじめに

PTAは、学校に通う子どもたちの保護者と学校の教職員とで構成されており、学校教育は、この「両輪」がうまく働くことが大切であるといわれています。三笠小に入学した子どもの保護者は、全員PTAの会員です。保護者同士または、保護者と先生との話し合いによって、子どもたちに望ましい環境づくりをし、子どもたちが思いやりのある、個性あふれる人格をもって生き生きと成長するようお願いを込めて活動しています。その活動はまた、家庭と学校、地域を結びつける役割を担っています。

PTA活動が活発になることによって、学校も地域も活気に満ち、子どもたちにとっても良い影響が与えられます。また、会員一人一人の力が集まってどの活動も成り立つことはいうまでもありません。子どものためには、一人でも多くの方の力が必要です。このハンドブックをご覧になって、少しでもPTAについて理解し、興味を持ち、参加していただければと思います。「持てる力を出し合うこと」「支え合うこと」—— PTAは、仲間づくりから始まります。

子どもが入学するとPTA会員です

所属

子どもが分かれたように、
保護者も分かれます。
〇年〇組（一番最年長の子どものクラス）

会費

一家庭 一ヶ月 300円（4ヶ月分まとめて納入）
年間 3600円
PTAの活動費として使われます。

各学年PTA代表

教養委員
文化広報委員
環境整備委員
クラス数×3の人数

地域代表

地区委員
各子ども会育成会より
1～3名

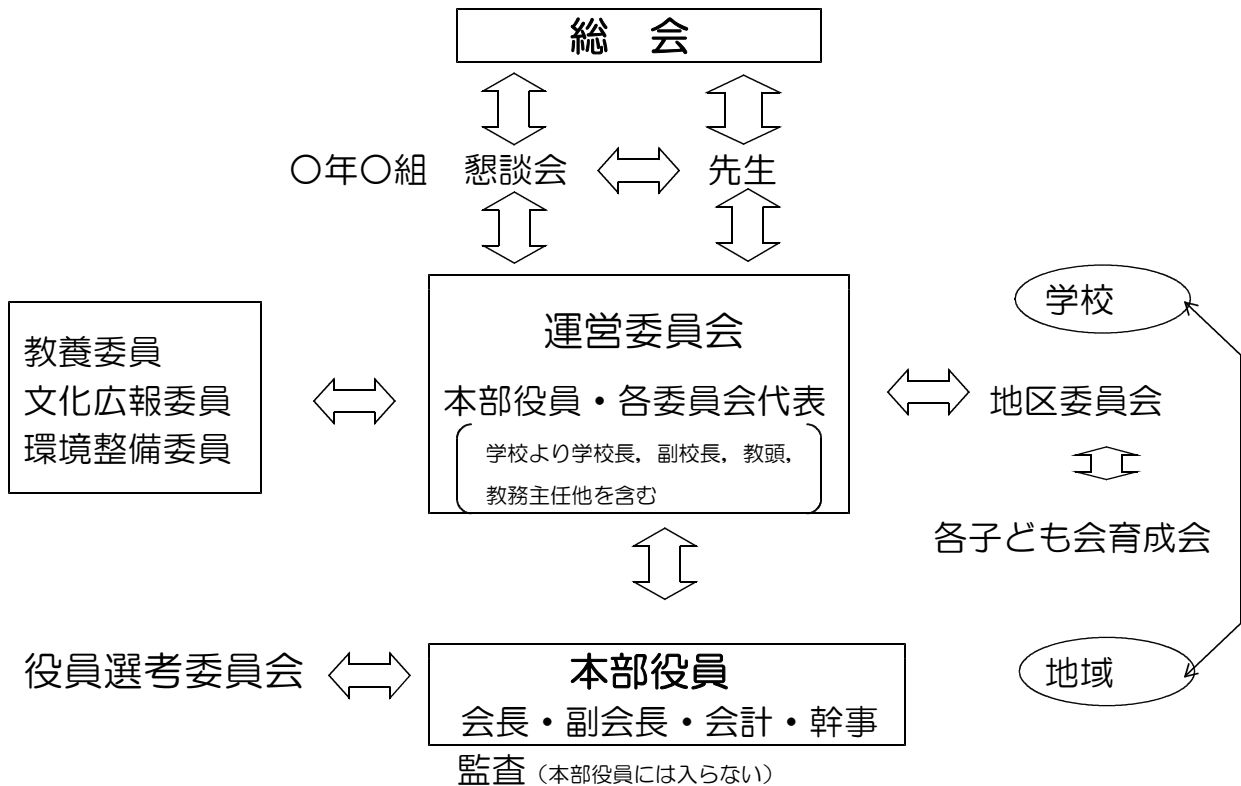
その他の委員会

役員選考委員会（次年度本部役員選考）
各委員会代表、学校代表
本部役員代表

学校保健委員会
学校医、保健センター
学校代表、PTA代表

三笠地区連絡協議会
地域諸団体（区長、民生委員、
青少年相談員、教育委員会、
市こども福祉課）
学校代表、PTA代表（地区委員会の代表を含む）

PTA組織はこうなっています



☆ PTA総会とは

全会員をもって構成される本組織最高の決議機関です。一家庭一票の議決権があります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、PTA総会は中止となっています。そのため、別冊子の「PTA総会要項」をご覧ください、『委任状（承認届）』をご提出いただくことにより、議決することになりました。PTA活動のスムーズな運営にご協力いただきたいと思います。ご不便、ご心配をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

☆ 運営委員会とは

子どもたちが生き生きとした学校生活を送れる環境をつくるため、先生と保護者代表が話し合う場です。諸行事やPTA各委員会がうまく運営できるように先生と保護者が協力し、最終的な討議や問題があれば解決のため意見交換をおこなうものです。各学期2～3回開かれます。（各委員会の詳細はP4をご参照ください。）

委員会紹介

学年の委員	教養委員会	各学年より、 <u>クラス数×3の人数を選出し、各委員会に分かれて所属する</u>	1年間	親子ともに成長できるような催しを提案，企画。
	文化広報委員会		1年間	- 子どもやPTA会員が活字に親しむ環境作りを行い，必要に応じて広報誌「みかさ」を発行する。 - 会員が知りたいと願っている子どもの学校生活や教育情報を伝える。
	環境整備委員会		1年間	- 子どもが明るく心地よい学校生活が送れるよう環境を整える。 - ベルマーク活動 - 運動場等の環境を整える。
地域の委員	地区委員会	各子ども会 1～3名	1年間	- 地域と学校が理解し合い連携がスムーズに進むようにパイプ役となる。 - 子どもを事故や非行から守る。(パトロールなど)
その他の	学校保健委員会	学校医，保健センター，学校代表，PTA代表	1年間	- 子どもたちが元気で明るい学校生活が送れるように，代表が集まり話し合う。 - 年2回開催
	役員選考委員会	各委員会代表，学校代表 本部役員代表	12月～ 決定まで	会員のアンケート等を参考に，次年度の会長，副会長，幹事，会計，会計監査を選考する。
	三笠地区連絡協議会	地域諸団体 学校代表，PTA代表 (地区委員会代表を含む)	1年間	- 学校，家庭，地域の特性を活かし，連携を深めることで，子どもたちの健全育成をはかる。 - 年2回開催

お願い

(車での来校について)

学校敷地内は，原則として保護者の自家用車乗り入れ禁止です。

やむを得ず車で来校の方は，子どもの登下校や通行の妨げになり危険ですので，路上駐車はせず，決められた駐車場所に止めてください。

(PTA委員会活動での来校について)

教室やコピー機等(枚数が多い場合は，職員室で印刷します)を利用の際は，最初と最後に職員室に一言声をかけてください。コピー機，電気ポット，ストーブ等は，使用後必ず電源プラグを抜いてください。ゴミはそれぞれ持ち帰り，整理整とんに心がけてください。

鹿嶋市立三笠小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は三笠小学校PTAという。

(事務局)

第2条 本会の事務局を三笠小学校内におく。

(目的)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域における子どもの健全な成長と、会員相互の研修親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童が安全に生活できるようにする。
- 2 教育懇談会をひらく。
- 3 児童の学芸を奨励する。
- 4 学校衛生と体育を奨励する。
- 5 学校給食に協力する。
- 6 講演会、講習会をひらく。
- 7 会員の親睦と教養の向上をはかる。
- 8 表彰に関すること。
- 9 その他の目的達成のために必要なこと。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 本校に在籍する児童の保護者又はこれに代わるもの。
- 2 本校に勤務する教職員。

(会員の権利と義務)

第6条 本会の会員は、全て平等の権利と義務を有する。

第3章 会 計

(経理)

第7条 本会の経理は、会費および寄付金をもってこれに充てる。

(会費)

第8条 会費は、一世帯月額300円とし、生活保護家庭またはこれに準ずる家庭は免除することができる。

(予算)

第9条 本会の会計は、すべて総会において認められた予算に基づいて行われる。ただし、年度の初めから定期総会までの予算については、運営委員会で決定し、その後開かれる最初の総会に報告し、承認を得なければならない。

- 1 前項ただし書きの暫定予算は、その年度の本予算に包括される。
- 2 執行上やむをえない予算の追加、更正は運営委員会において決定し、その後開かれる最初の総会に報告し、承認を得なければならない。

(決定)

第10条 本会の会計は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第4章 役員

(役員の種別)

第12条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長2～5名、会計2名、幹事若干名または参与、会計監査2名をおくことができる。(会計監査は、本部役員に入らない)

(役員の任期、選出)

第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

- 1 会長、副会長、会計、会計監査は、運営委員代表若干名、教師2名の選考委員会にて選出し、総会にて決定する。
- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 参与は、運営委員会において推薦し会長が委嘱する。

(役員の任期、選出)

第14条 役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務める。
- 3 会計は、この会の全ての会計を担当する。
- 4 会計監査は、この会の全ての会計を監査する。
- 5 幹事は、本会の事務をつかさどる。
- 6 参与は、本会の諮問に応じ目的遂行のため援助する。

第5章 会議

(会議の種別)

第15条 会議は定期総会、臨時総会、及び役員会、運営委員会、各種委員会とする。ただし、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

(総会の構成)

第16条 総会は、全会員をもって構成される本会の最高決議機関である。

(総会の開催)

第17条 定期総会は、年一回会長が開催する。必要のあるときは、臨時に開催することができる。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その都度議場において選出する。

(総会付議事項)

第19条 総会に付議、報告する事項は概ね次のとおりである。

- 1 事業報告（各委員会の事業も含む）
- 2 決算書の審議と承認
- 3 予算案および事業計画の審議決定
- 4 会則の改廃
- 5 役員の承認
- 6 その他必要な事項
- 7 会計監査の結果報告

(運営委員会の構成)

第20条 運営委員会は次の役員によって構成される。

会長、副会長、会計、幹事、各種委員会代表、学校代表

(運営委員会審議事項)

第21条 運営委員会は次の事項を審議する。

- 1 総会で決定した事項
- 2 予算案と決算書の審議
- 3 事業の企画，立案の調整
- 4 その他必要な事項

(各種委員会)

第22条 運営委員会のもとに次の4委員会をおく。

- 1 教養委員会
- 2 環境整備委員会
- 3 文化広報委員会
- 4 地区委員会

第23条 各種委員会の事業計画は，運営委員会にはからなければならない。

第24条 各種委員会の任務，運営に関する細則は別に定める。

第6章 付 則

(学校長，副校長，教頭の発言)

第25条 学校長，副校長，教頭は，学校管理並びに教育上各種委員会に出席して意見を述べる
ことができる。

(会員の慶弔)

第26条 会員の慶弔に関しては，別に細則を定め弔意を表す。

(諸細則)

第27条 本会の運営に必要な諸細則は，運営委員会で定める。

運営委員会は，諸細則を制定または改廃したときは，その結果を次期総会に報告しなければならない。

(諸帳簿)

第28条 本会に次の書類を整備し管理する。

会則
役員名簿
会員名簿
記録簿
会計簿
その他必要な書類

(会則の変更)

第29条 本会の会則を変更するときは，総会出席者の2／3以上の賛成を必要とする。

第30条 本会則は，昭和52年10月6日より施行する。

平成 2年	4月28日	一部挿入削除
平成 8年	4月19日	一部修正
平成13年	4月20日	一部修正挿入削除
平成16年	4月17日	一部挿入削除
平成27年	4月25日	一部修正挿入削除
令和 2年	4月10日	一部修正挿入

各種委員会運営細則

第1章 総 則

第1条 各種委員会は、会員から選ばれた委員をもって構成する。

第2条 各種委員会に委員長1名、副委員長2名をおき選出は互選とする。

第3条 各委員長は委員会を代表し会務を遂行し、副委員長は委員長を補佐し、委員長不在時は副委員長が代理を務める。

第4条 各種委員会の会議は、原則として每学期1回開くものとし、委員長が必要と認めるときは随時開催する。

第5条 各種委員会は、目的達成のため事業を計画立案し運営委員会に提出し実践活動にうつす。
なお、各種委員会代表者2名は運営委員とする。

第2章 教養委員会

第6条 会員が一層よい保護者になるために、自ら学校教育の振興と地域の文化向上に努めるものとする。

第7条 教養委員会は、目的達成のため次の活動を行う。

- 1 会員、児童、教師との連携を深めて相互に協力し合う態勢をつくる。
- 2 会員のために、教養を高め、親睦融和をはかる催しを企画運営する。
- 3 教育的な催し、視察等に参加するように呼びかけること。
- 4 その他目的達成に必要な事項。

第3章 環境整備委員会

第8条 環境整備委員会は、学校施設の整備保管、営繕について学校と協力し教育環境の改善充実をはかるものとする。

第9条 環境整備委員会は、目標達成のため次の活動を行う。

- 1 運道用具、遊具、その他学習用具の充実に関すること。
- 2 環境の整頓保持と必要な設備に関すること。
- 3 運動場の整理に関すること。
- 4 その他目的達成に必要なこと。

第4章 文化広報委員会

第10条 文化広報委員会は、本会活動の状況を広く会員に知らせ、会員意識を高めるとともに、会員相互の連絡提携をはかるものとする。

第11条 文化広報委員会は、目的達成のため次の活動を行う。

- 1 会報の発行に関すること。
- 2 その他目的達成に必要なこと。

第5章 地区委員会

第12条 地区委員会は各地区の代表で組織し、その名称は各子ども会もしくは各地区名を呼ぶ。

第13条 地区委員会は、本会に対し理解を深め通信の伝達親睦をはかり、児童の校外生活の指導と、健全娯楽の推進をはかるとともに地域の活動そして本会活動が円滑になるよう努めるものとする。

第14条 各地区委員は運営委員とする。

第15条 地区委員会は目的達成のため次の活動を行う。

- 1 本会と地域、学校との連携を深め相互に協力し合う態勢を作る。
- 2 地域の意見をまとめてこれを運営委員会にはかり、本会の運営に反映させる。
- 3 子供の教育問題や校外生活をとりあげ、子供を理解し健全育成をはかる。
- 4 会員相互の親睦を深め、自己を高める機会を作る。
- 5 その他目的達成に必要な事項。

第16条 本細則は昭和52年10月6日より施行する。

平成 8年4月19日 一部見直し削除

平成13年4月20日 一部見直し削除

平成16年4月17日 一部見直し削除

平成21年4月25日 一部見直し削除

平成27年4月25日 一部見直し修正

三笠小学校PTA表彰規定

第1条 会則第4条9項に基づいて次のような表彰規定を定める。

第2条 本会の目標達成に尽力し、同時に本会の発展のため功績顕著なる者及び、学校教育伸展のための企画、尽力された者を表彰する。

第3条 被表彰者の選定は、運営委員会の承認を得て決定する。

第4条 第2条以外の事項で表彰するときは、運営委員会の審議を得て決定する。

第5条 表彰は翌年度の総会において表彰状を贈る。

第6条 本規定に於ける資金は全て一般会計より支出する。

第7条 本規定は、昭和52年10月6日より実施する。

平成8年4月19日 一部見直し削除

三笠小学校PTA慶弔規定

第1条 会則第26条に基づいて次のような慶弔規定を定める。

第2条 会則第5条1項および第2項に該当する者（以下会員という）が死亡したときは、金10,000円及び花輪1基を贈り弔意を表す。

第3条 会員及び本校児童にして天災地変などの不慮の災害を受けたる時は、その状況を勘案して見舞金を贈る。

第4条 本校児童にして死亡したときは、金10,000円を贈り弔意を表す。

第5条 本規定以外の事項で特に必要ある場合は、運営委員会の協議により決定する。

第6条 会員にして公務中死亡したときは、特別処置として緊急運営委員会を開き協議して決定する。

第7条 本規定に於ける資金は全て、一般会計より支出する。

第8条 本規定を運用するにあたっては、規定を忠実に履行することはもちろんなれども、緊急の時は、会長、副会長に処置権を委ね、事後了解を受けるものとする。

第9条 本規定を変更するときは、運営委員会の同意を必要とする。

第10条 本規定によって慶弔の弔意を表す時は、代表者を派遣する。

第11条 本規定は昭和52年10月6日より施行する。

平成 2年4月28日 一部変更

平成10年4月18日 一部変更

令和2年度 P T A活動計画

	月	学校・P T A活動予定		教養委員会	文化広報委員会	環境整備委員会	地区委員会
		事業	内容				
1 学期	4	授業参観 (中止)		マナーアップ キャンペーン	マナーアップ キャンペーン	マナーアップ キャンペーン	学期始各地区立 哨指導
		P T A総会 (中止)				環境美化・奉仕 活動	パトロール (下校時巡回指導)
		各委員会顔合わせ				(除草など)	110番の家訪問
		新1年生各種役 員選出					各地区情報交換
		自宅確認					夏休み安全対策
	6	授業参観	授業参観・学級 懇談				
	7	運営委員会	各委員会活動報 告				
		学校保健委員会					
		三笠小学校運営 協議会					
	8	各地区巡回補導				学校花壇の水や り	
		県東地区P T A研修会				環境美化・奉仕 活動	
2 学期		PTA奉仕活動	校内美化活動				
	9	運動会		各種教室等の企 画運営	広報誌の発行	ベルマーク集 計・送付	地区委員会連絡 会
	10	市P T A研修会		給食試食会の企 画	マナーアップ キャンペーン	マナーアップ キャンペーン	学期始各地区立 哨指導
	12	運営委員会	各委員会活動報 告	給食試食会案内 配布			各地区冬休みの 計画
		個別面談		給食試食会			パトロール (下校時巡回指導)
3 学期		次年度役員選考 委員会		マナーアップ キャンペーン			
	1	校内縄跳び記録 会		反省会	広報誌の発行	ベルマーク集 計・送付	地区委員連絡会
	2	授業参観	授業参観・学級 懇談				学期始各地区立 哨指導
		各種委員会次年 度役員選出	各学年毎選出				冬休み活動の反 省
		三笠小学校運営 協議会					各地区春休みの 計画
		学校保健委員会					パトロール (下校時巡回指導)
	3	運営委員会	各委員会活動報 告				新年度登校班編 制